

# 保育士の住宅支援を創設

## 石川町では 保育人材の定着を図るため 保育士を住宅補助金で支援します！

**1. 趣旨** 石川町の保育人材の定着を図るため、町内の保育所に勤務する保育士等（保育士、保育教諭等）に住宅補助金を交付します。

### 2. 住宅補助金

#### (1) 町内で住宅を賃貸契約している保育士等

補助金	住居区分	補助金の額
住宅補助金	賃貸住宅	家賃月額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。) (上限2万円)

※賃貸住宅は、保育士が契約者であること。

#### (2) (1)以外の保育士等

補助金	住居区分	補助金の額
住宅補助金	賃貸住宅 賃貸住宅以外	月額1万円

**3. 補助対象期間** 補助開始月から2年間

**4. 交付期間** 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5. 対象者

- ①平成31年4月1日以降に石川町の保育所等に常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）として雇用される保育士等である者。ただし、公立保育所で雇用されている保育士等については、嘱託・臨時保育士に限る。
- ②常勤で同一保育所等に6箇月以上勤務した者
- ③賃貸住宅の場合は、家賃の滞納がない者
- ④町税及びその他町の徴収金の滞納がない者

### 6. 申請及び受給方法

- ①対象者は上半期を9月に、下半期を3月に申請・請求します。
- ②町から交付決定通知書が送付されます。
- ③年に2回（10月及び4月）銀行振り込みされます。

### 7. 問合せ先

石川町教育委員会 教育課 こども係

TEL 0247-26-0811

福島県石川町



## ■申請から交付までの手続き

申請者	石川町
①9月に申請書兼請求書の提出 (4月分から9月分)	①受付・審査 ②補助金交付決定又は不交付決定 ③補助金の交付(10月)
②3月に申請書兼請求書の提出 (10月から3月)	①受付・審査 ②補助金交付決定又は不交付決定 ③補助金の交付(4月)

## ■交付申請に必要な書類

- 添付書類
- (1) 保育士等の資格を証明する書類の写し
  - (2) 雇用契約書の写し又は勤務条件書、勤務通知の写し
  - (3) 賃貸住宅の場合は、賃貸借契約書の写し
  - (4) 補助金の交付の対象月の出勤日数が確認できる出勤簿の写し
  - (5) 賃貸住宅家賃を支払ったことが確認できる領収書等の写し